

連合神奈川・川崎地域連合
2023年度に向けた
政策・制度要求と提言

川崎市回答書

令和4年(2022年)12月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目 次

経済・産業政策	1
雇用・労働政策	3
福祉・社会保障政策	4
社会インフラ政策	7
環境・エネルギー政策	9
教育・人権・平和政策	10
行財政政策	12

【経済・産業政策】

1. 新型コロナウイルス感染拡大によって大きな打撃を受けた地域経済活性化のため、地域住民が活用できる消費喚起への支援と特定の企業・業種へ偏ることのない支援策の創出や、地元観光業のためのマイクロツーリズム（市内移動）に対する支援メニューの拡充を検討すること。あわせて、公共交通事業の継続のために必要な支援策を講じること。

【回答：経済労働局 経営支援課】

コロナ禍において急激な原油価格や物価高騰を受け、市内事業者の経営環境は厳しい状況にあるものと認識しております。本市といたしましては、社会経済環境が急速に変化する中においても、中長期的な事業継続に向けて、中小企業の経営基盤の強化が図られる支援を行っていくことが重要であると考え、エネルギー最適化補助金や生産性向上ICT活用支援補助金を実施しているところでございます。

【回答：経済労働局 観光・地域活力推進部】

令和4年度につきましては、消費喚起を促す取組として川崎じもと応援券（第3弾）を実施していることから、事業終了後に検証を行い、検証結果をウィズコロナ社会における新たな生活様式への対応やポストコロナに向けた取組に活かしてまいりたいと存じます。

また、コロナ禍における取組として、市民や近隣地域からの誘客を図るため、「多摩川スカイブリッジの見学」や「NECレッドロケットの試合観戦」等を組み込んだツアーを企画・実施するなど、マイクロツーリズムを推進しております。今後とも、関係機関と連携しながら、積極的に本市の観光資源の発掘と情報発信に取り組み、誘客による賑わいの創出や消費機会の拡大による地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

本市における地域公共交通につきましては、令和3年3月に策定した「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスを中心とし、地域特性に応じた多様な主体との連携により地域公共交通ネットワークを形成に向け取り組んでいるところでございます。

昨今では、自動車運転業務の人手不足が年々深刻化しており、公共交通サービスの維持・確保の厳しさが増している中、将来的な人口減少の到来や、高齢化の進展などの観点から、持続可能なまちづくりに向けた取組がより一層重要となっております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた地域公共交通を取り巻く環境変化等を踏まえ、交通事業者や市民等の地域関係者と連携し、持続可能な地域交通環境の向上を目指すための取組を推進してまいります。

2. 公益性の高い上下水道事業については、自治体における技術・管理人材の確保に努めるとともに、公共サービス事業の持続性・安定性と安全性を担保し、緊急時における自治体間の相互応援体制の整備を促進すること。

【回答：上下水道局 経営戦略・危機管理室】

人材の確保につきましては、川崎市職員採用説明会などを通じて、上下水道局の魅力を積極的に発信するとともに、専門的な知識・技術・技能を確実に継承するため、OJTを中心に人材育成を推進してまいります。また、事業の持続性等につきましては、更なるお客さまサービスの向上や業務の効率化、業務継続性の向上等に向けたデジタル化の推進により運営基盤の強化を図るとともに、資産の有効活用による収益確保策の検討や、料金等のあり方などの財政基盤の強化に資する検討を進めてまいります。

緊急時における自治体間の相互応援体制の整備につきましては、水道事業につきましては、(公社)日本水道協会による応援協定や19大都市水道局による相互応援体制が構築されており、また下水道事業におきましても、大都市間の連絡・連携体制ルールに基づく応援体制が構築されておりますが、今後も他都市との継続的な訓練を実施するとともに、広域連携による応援体制の強化に努めてまいります。

3. AI、IoT、ICTなどの活用による社会的課題の解決や産業競争力の向上に向けて、民間企業などにおける研究開発や設備投資がさらに求められることから、特に中小企業におけるDX推進施策を強化すること。また、デジタル技術を活用して仕事を進めるためのスキルやITリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、企業を取り巻く操業環境は急激に変化し、オンラインによる取引機会の拡大などデジタル技術を活用した業務改善の必要性が今後、ますます高まることから、デジタル化の推進やICT活用などの設備投資を促進し、高付加価値化と業務効率化を図り、生産性を向上させることが重要であると考えております。

本市におきましては、ICTの活用や先端設備等の導入を支援するための補助事業等を実施しており、今後、デジタル化に対する意識や関心を高める取組も行い、市内中小企業の競争力強化を図るとともに、市内中小事業者等の経営者又はその従業員の技術、技能又は知識の習得を図る取組に対する補助などを通じて、人材の育成強化にも取り組んでまいります。

4. 2019年9月、台風15号による高波で横浜市金沢区幸浦、福浦両地区で約400社、約750棟が被災し、甚大な被害を被った。こうした事態に備え企業のBCP策定は急務である。しかし、BCPを策定している企業数は増加してきているが、未だ低水準にとどまっている。特に中小企業に対して策定に向けた啓発を進めるとともに、中小企業の経営安定に向けた支援を行うこと。また、公共調達においてBCP策定を求めるなど、中小企業のBCP策定の動機づけ、支援強化をはかること。

【回答：経済労働局 経営支援課】

中小企業におけるBCP策定につきましては、川崎市事業承継・事業継続力強化支援補助金やセミナーの開催、専門家派遣等により支援しているところでございます。また、工業団体を中心とした地域連携BCPの策定支援についても進めているところでございます。今後とも、普及啓発や補助金等による支援を実施し、中小企業のBCP策定を促進してまいります。

【雇用・労働政策】

5. セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場における対策の充実をはかること。あわせてあらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市では、「かわさき労働情報」への掲載、「働くためのガイドブック」、市ホームページ等を通じ、ハラスメントに関する啓発・広報を行うとともに、市内2か所に常設の労働相談窓口において、ハラスメントを含めた労働問題に関する相談対応を行っております。今後につきましても、「かわさき労働情報」等を活用した啓発活動や市民の方が相談しやすい環境整備に努めてまいります。

6. 男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、仕事と育児や介護等の両立支援に向けた環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

【経済労働局 労働雇用部】

本市では、ホームページや「かわさき労働情報」などによるワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発や助成制度の広報、労使と関係行政機関で構成する労働問題懇談会において働き方のあり方の研究を行うなどの取組を行っているところです。また、国におきましては、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための中小企業両立支援助成金制度を制定するなど、それぞれの役割の中でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備に努めております。

今後とも、こうした本市の取組と国などの取組との相乗効果が図られるよう、国、関係部局及び中小企業団体や商工会議所など市内産業界との連携を強化し、ワーク・ライフ・バランスを導入しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

7. 教育現場の労働環境改善のため、策定された「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」にもとづき、教員の働き方改革を引き続き推進すること。特に、教員の多忙化解消に向け、重要となる「在校等時間」による勤務時間の管理や、時間外在校等時間の上限時間の遵守を徹底すること。

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

本市では、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき取組を推進しております。ICカードによる出退勤記録をもとに国の指針と同様の方法で在校等時間を把握し、所定の上限を超えた場合、その要因の整理、分析及び検証を実施し、教職員の働き方に関する意識改革などの取組を着実に推進してまいります。

8. 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、業況が悪化している業種で働く労働者やパート・有期・派遣で働く労働者などの雇用が脅かされている。不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を引き続き徹底させること。また、若者の雇用・就労の状況も、コロナ禍の影響を大きく受けている。新たな就職氷河期世代を生じさせないためにも若年者雇用対策の強化に取り組むこと。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う労働環境の影響に対しては、月1回発刊している「かわさき労働情報」において、労働関係法規や事例を掲載するなど周知・啓発に努めております。

また、若年者への雇用対策といたしまして、就業支援室「キャリアサポートかわさき」では、専任のキャリアコンサルタントが職務経歴書の書き方や、面接対策等お一人おひとりのニーズに合った支援を行うとともに、ご希望に沿った求人を紹介する等、きめ細かな支援を行っております。若年者からニーズの高いオンライン相談も取り入れており、若年者の方が利用しやすい環境づくりを行っております。そのほか、インターンシップマッチング会や合同企業説明会等、若年者と市内中小企業等とのマッチングを支援するための取組を実施しております。

【福祉・社会保障政策】

9. 介護支援が必要になった場合の具体的な手続きについて住民の理解が進むよう、地域包括支援センターの認知度向上のための十分な情宣を行うこと。あわせて新たな介護の課題とされるダブルケアや、いわゆる「ヤングケアラー」・「若者ケアラー」に関する実態調査を行うとともに、支援が必要と考えられる方には行政から積極的に働きかける「プッシュ型」の支援に取り組むこと。なお、実態調査については今年1月に行われた厚生労働省の調査と同様な内容で、調査結果を比較・検討することができるようにすること。

【回答：健康福祉局 地域包括ケア推進室・こども未来局企画課（児童家庭支援・虐待対策室）】

地域包括支援センターの認知度向上に向けてましては、パンフレットの作成・配布や、センターの日頃の活動を通じた市民への啓発に取り組んでおり、高齢者実態調査においても徐々に認知度が向上しております。高齢者等の相談ニーズに適切に対応するため、認知度向上に向けた取組を引続き進めてまいります。

ヤングケアラーについてでございますが、令和2年11月実施の「川崎市子ども・若者調査」において、中学2年生に対する設問で「学校の部活動や生徒会活動、地域のスポーツクラブや文化クラブに参加していない」理由の選択肢のうち「家族の世話・家事などがあるから」を挙げた人数は2,811人中16人ございました。また、16歳から30歳までの人に対する「過去又は現在、家族・家庭でつらい体験をしたことがあるか」という設問で、複数回答のうち「親や親せき、きょうだいの世話や介護をしないといけなかった」を選択した人数は1,184人中33人ございました。こうした結果から、ヤングケアラーは市内に一定数存在しているものと認識しております。

支援が必要と考えられる方への働きかけについてでございますが、ダブルケアやヤングケアラーを含め、地域の様々な生活課題の早期発見に向けて、区役所地域みまもり支援センターが中心となり、町内会・自治会や民生委員児童委員など地域の方々との顔の見える関係づくりによる、課題発見の目を増やしていくための取組を進めているところでございまして、把握した課題への対応については、地域みまもり支援センターを始め、地域包括支援センター等の相談支援機関が分野横断的に連携し、介護や福祉等の必要な支援に繋げているところでございます。

10. 児童手当や小児医療費助成などの子育て支援制度については、世帯主の所得により支給の有無が判断されているため、世帯収入や子どもの人数などの諸条件による不公平が生じている。子ども・子育て支援制度については、地域間格差や子供の成育環境などに関わらず一律の制度とするよう見直しを進めるとともに、国への要望を行うこと。

【回答：こども未来局 こども家庭課】

児童手当につきましては、児童手当法に基づき、中学校卒業までの児童を養育している方に支給する手当として、全国一律の制度として運用しているところでございます。世帯主のみの所得で所得審査を行うほか、扶養親族の人数により所得制限限度額等に違いが生じるなど世帯状況により支給額が異なる場合もございますが、このような状況を踏まえ、令和4年に施行された「児童手当法の一部を改正する法律」附則第2条において、「児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」と規定されていることから、本市としましては、国の動向を注視してまいりたいと存じます。

また、小児医療費助成制度につきましては、本来、全国一律の制度として国の責任において構築するべきであると考え、これまで国に対し要望してきたところです。しかし、国における制度創設の動きが見えず、独自の助成制度を拡充する市町村も増えており、市民の皆様からの制度拡充を求める声も高まってきております。こうしたことから、国に対する要望は引き続き行いながらも、本市として安心して子育てできる環境を持続的に確保するため、小児医療費助成制度について、令和5年度中の拡充に向け、検討を進めてまいります。

- 1 1. 新型コロナウイルス感染症対策についてはウイルスの特性を見極め、その特性に応じた適切な対策を国、県と連携して迅速に行うこと。あわせて、今後の感染症対策の基本的な考え方を示すこと。また、ウィズコロナ・アフターコロナ社会を見据え「地域医療構想」の再検討を行うとともに、引き続き、感染症病棟などを設置している指定医療機関や衛生研究所・保健所の体制をはかること。

【回答：健康福祉局感染症対策担当、地域医療担当、保健医療政策担当】

新型コロナウイルス感染症対策については、全数届出の見直しにより、重症化リスクの高い方やクラスター対策に重点化した対応を、県等と協力して実施しているところです。今後につきましても、新型コロナウイルス感染症のみならず、基本的な感染症対策の周知・啓発に努めてまいります。

また国から、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域医療構想の進め方について示されているところをございまして、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中でも、人口減少・高齢化は着実に進みつつあり、医療ニーズの質・量が徐々に変化していることから、地域医療構想については、その基本的な枠組みを維持しつつ、引き続き、着実に取組を進めていくこととされております。

併せて、今後の新興感染症等への対応を各都道府県「医療計画」に位置付け、平時から、感染拡大時に備えた施設・設備の整備や人材確保の考え方の共有を進めておくことによって、有事の短期的な医療需要には、医療計画に基づき機動的に対応する方針が示されていることから、本市におきましても、これら国・県の方針に基づき着実に取り組んでまいります。

また保健医療体制については、保健所において相談体制等の民間活用や疫学調査等の補助に当たる人員の増強など体制強化を図るとともに、適時、状況に応じて他部署からの職員の応援体制を構築してきたところであり、今後も、引き続き、地域の保健医療関係団体の協力をいただきながら、体制構築を進めてまいります。

- 1 2. 介護職場等の労働環境改善などによる離職防止対策を喫緊の課題とした人員の確保と人材の育成をはかるため、賃金を含めた抜本的な見直しを行うこと。また、新型コロナウイルス感染症患者や濃厚接触者が発生した場合、サービスの提供自体が危ぶまれる現状にあるため、利用者はもちろん、職員も安心して働くことができる職場環境を構築すること。

【回答：健康福祉局 高齢者事業推進課】

介護サービスの最大の基盤は人材でございますので、これまでの人材確保策に加え、今年度から介護職員に対する家賃支援や初任者研修及び実務者研修の受講料全額補助、研修受講時の代替職員の幹旋など、事業を拡充・強化したところでございます。

賃金につきましては、国における介護報酬等の制度設計において、本市は「人材の呼び込み」や「定着支援」などについて、それぞれ役割を果たしながら取組を進めていくことが重要と考えております。

また、介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合においても、必要なサービスが継続して提供されることが重要であると考えております。

このため、利用者又は職員に感染症が発生した介護施設・事業所への支援といたしまして、必要に応じて感染拡大防止のための衛生用品等の供給を行うほか、サービス提供に必要な介護人材の確保費用、在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用など、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする補助金の交付を実施してまいります。

13. 2020年度から5ヵ年の子ども・子育て支援事業計画の推進にあたり、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の趣旨に沿って、支援を必要としている人のニーズを把握するとともに、ニーズに応じた一時保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を行う施設の充実をはかること。

【回答：こども未来局 保育第1課 保育第2課】

認可保育所における一時保育事業については、近年、市全体としては、利用者が減少傾向にあるところですが、地域によっては予約が取りにくいといった声も伺っていることから、地域のニーズや実施施設の分布状況を踏まえながら、サービス提供体制の最適化を図ってまいります。

また、休日保育については市内6か所、夜間保育については市内1か所で実施しており、民間事業者の人員確保や体制整備が厳しい状況でございますが、多様化する保育ニーズに対応するため、各地域の需要を見極めながら検討してまいります。

病児・病後児保育事業に関しましては、平成29年4月に麻生区に病児保育施設を開設したことにより、市内に病児保育施設4か所及び病後児保育施設3か所として、市内全区に設置・開設されました。今後におきましても、地域の要望について情報収集に努めながら本事業を安定的・継続的に実施し、充実に向けた検討をしてまいります。

【社会インフラ政策】

14. 既存の社会インフラの維持管理にあたっては、安全対策の観点から、維持管理用ロボットの導入、IT技術の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止をはかること。また、上下水道、橋、道路、標識など社会的インフラの維持と長寿命化・老朽化対策として、将来の人口減少の推移に応じて、持続性・安定性を担保すると共に優先順位をつけて整備すること。

【回答：建設緑政局 施設維持課】

本市における社会インフラの維持管理につきましては、市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、その他の道路施設について、事故を未然に防止し常に安全で良好な状態で利用できるよう、「川崎市道路維持修繕計画」や「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るなど、効率的・計画的な施設の点検・修繕を実施しております。

また、点検や修繕における新技術活用の推進に向けた具体的な取組として、IT技術を含めた新技術を開発する企業に対して、本市が管理する道路や橋りょうなどを実証実験フィールドとして提供し、国による点検支援技術性能カタログへの掲載を支援するとともに、それぞれの現場条件や構造などに応じて、可能な新技術を検討したうえで活用しております。

15. ICTの活用により情報通信手段の確保や情報提供のあり方など、情報の発信や収集に関わる総合的な取り組みを推進し、市民の自主的避難能力を向上させること。

【回答：危機管理本部 危機管理部】

令和3年度に総合防災情報システムの再整備を行い、モバイル端末による災害現場からの情報入力を可能にするとともに、防災気象情報や河川カメラ等との連携、防災ポータルサイト・防災アプリのリニューアルなど、防災情報の発信や収集について、強化・充実化を図ってきたところです。また、令和2～3年度にかけて、移動系防災行政無線のデジタル化再整備を実施し、大規模災害発生時に公衆の通信網が途絶した場合においても、市関係施設、防災関係機関、避難所及び災害現場の間で連絡ができるよう、情報通信手段の確保に努めております。引き続き、効率的・効果的かつ持続可能な防災情報発信について検討を進めてまいります。

16. 交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）維持の観点から、子どもの通学や高齢者の通院など、生活に必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する各種支援施策を拡充させること。特に、山間部などに関しては、地域振興と一体となった維持対策をすすめること。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

本市における地域公共交通につきましては、令和3年3月に策定した「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域公共交通の基幹的な役割を担う路線バスを中心とし、地域特性に応じた多様な主体との連携により地域公共交通ネットワークを形成に向け取り組んでいるところでございます。

昨今では、自動車運転業務の人手不足が年々深刻化しており、公共交通サービスの維持・確保の厳しさが増している中、将来的な人口減少の到来や、高齢化の進展などの観点から、持続可能なまちづくりに向けた取組がより一層重要となっております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた地域公共交通を取り巻く環境変化等を踏まえ、交通事業者や市民等の地域関係者と連携し、持続可能な地域交通環境の向上を目指すための取組を推進してまいります。

【環境・エネルギー政策】

17. 2050年脱炭素社会の実現に向けて、市は「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を踏まえた計画の進捗状況の確認と施策の効果を検証すること。また、産学官の連携による環境技術開発等について支援を行うとともに、進捗状況の確認を行うこと。あわせて市内や企業において、実施・計画されている地球温暖化対策の有効な取り組みについて情報発信を行うこと。

【回答：環境局 脱炭素戦略推進室】

本市は、かわさきカーボンゼロチャレンジ2050を踏まえ、令和4年3月に川崎市地球温暖化対策推進基本計画を策定致しましたので、今後は当該計画に基づき、施策の効果検証・進捗管理を進めてまいります。

また、産官学民の連携によって環境改善に取り組む「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じた、環境分野におけるイノベーションの促進によるビジネス機会の創出、技術開発力の向上に取り組む他、ワンストップ窓口を設置し、カーボンニュートラル等に取り組む事業者の相談を一元的に受け付けております。かわさき新産業創造センター(KBIC)においては、産学連携による新産業の創出を推進している他、「低CO₂川崎ブランド」、「川崎メカニズム認証制度」により、市内事業者の優れた環境技術を認定・認証し、環境に配慮した製品・サービスの開発と浸透の促進等を行っております。

さらに、産学公民連携共同研究により、各主体に対し環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機創出及び環境技術に関する知見の提供等の支援を行っております。今後も、環境分野等の技術開発を行う企業に向けた支援に取り組むとともに、年次報告書等において、取組の進捗を確認してまいります。

あわせて、本市は「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガス排出量の削減に向けた計画書・報告書の作成及び提出を求めるとともに、市は、提出された計画書・報告書の概要を本市ホームページで公表する制度により、情報発信に取り組んでおります。

事業者の脱炭素化の取組をより一層促進するため、計画書・報告書制度を見直し、事業者の取組を評価するとともに、評価内容に応じた支援を行う新たな制度の構築を計画しており、現在、環境審議会において御審議をいただいているところです。令和6年度の運用開始を予定しており、効果的な制度の構築と適正な運用を通して、地球温暖化対策の取組について情報発信に取り組んでまいります。

18. 太陽光発電・小水力発電などの再生可能エネルギーの普及を促進すること。普及促進にあたっては、環境性はもとより、経済性や供給安定性等を総合的に検討すること。

あわせて公共施設の取り組みとして、省エネルギー設備への転換促進をはかるとともに、非常災害時に備え、自家発電設備などの自衛措置の充実に努めること。また、家庭の取り組みとして、省エネ・高効率の電気機器への買い替え促進に取り組むこと。

【回答：環境局 脱炭素戦略推進室】

本市では、令和4年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」及び「市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化プロジェクト」を重点的に取り組むべき5大プロジェクトの1つと位置づけ、脱炭素モデル地域の展開や脱炭素先行地域づくり、再エネ導入に係る義務制度の導入等、市民・事業者が自然と行動変容に繋がっていく新たな仕組みを構築するとともに、川崎市役所自らが率先して再生可能エネルギーの導入、省エネ化の徹底、レジリエンス向上のための蓄電池導入等を実施することで、市民・事業者の取組の模範として、市域の脱炭素化の取り組みの拡大を促してまいります。

さらに、脱炭素社会の構築に向けては、市民一人ひとりの取り組みが必要不可欠であるため、「スマートハウス補助金」などの支援制度を拡充してきたところですが、今後も、再エネ設備の導入、高効率な省エネ家電への切り替え、省エネ行動等、各世帯でできる具体的な取り組みの普及促進に努めてまいります。

また、家庭での省エネ対策等も重要であることから、九都県市連携事業として、「省エネ家電買替キャンペーン」を実施するなど、省エネ・高効率の電気機器への買い替えを促進してまいります。

19. 食品ロスを削減し、循環型社会環境を実現するため、食品リサイクル制度の普及啓発を図ること。併せて賞味期限に関する商習慣の緩和に向けて、引き続き関係者への啓発に取り組むとともに、消費者の理解を深めるための広報活動に取り組むこと。

【回答：環境局 減量推進課】

食品ロス削減について、ホームページやリーフレット、イベント等により、引き続き広く市民や事業者へ周知・啓発を行ってまいります。

市民に対する食品の使いきりや食べきり等に関する広報とともに、事業者に対しても、問合せ対応、ヒアリングや立入検査時などの機会を捉え、商品の売りきり等による食品ロスの削減や各種リサイクル制度等について啓発を行い、さらなる理解の促進に努めてまいります。

【教育・人権・平和政策】

20. 国家の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組み、市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市には、拉致被害者の横田めぐみさんの御家族がお住まいであることから、御家族の支援団体である「あさがおの会」との連携により、拉致問題に関する啓発活動を進めております。

今年度は、宮前市民館をはじめとする各区の施設等で、順次、写真展を実施しているほか、若年層への普及啓発を図るため、希望があった市立中学校でも実施しています。

また、毎年10月上旬には、講演会などを内容とした「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」も開催しています。

今後も、引き続き、御家族の気持ちに寄り添いながら、「あさがおの会」をはじめ、国や他の自治体と連携しながら、拉致問題に対する理解と関心を高める取組を進めてまいります。

21. 教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保と、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的措置を更に推進すること。また、教員の欠員を確実に補充するための人材確保に向けた施策を早急に行い、子どもたちの学びを保障すること

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

スクールソーシャルワーカーにつきまして、今年度は3名増員し、11名の相談・支援体制に拡充することで、これまでの要請派遣に加え学校への巡回派遣を行い、相談ニーズがある子どもや家庭の支援の充実を図っています。

【回答：教育委員会事務局 教職員企画課】

令和2年度に教職員事務支援員（スクールサポートスタッフ）又は障害者就業員を小中学校全校に配置したところがございますので、引き続き全小中学校への配置を継続するとともに、各学校の実情に応じて効果的な配置の在り方等を検討してまいります。

教員の人材確保については、通常実施している臨時的任用教員等の登録会に加え、臨時登録会の実施等による登録受付機会の拡充等、様々な工夫をしながら教員の確保を図ってまいります。

【回答：教育委員会事務局 指導課】

児童生徒へのきめ細やかな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援にあたるため、「教育活動サポーター」を学校の要請に応じて配置しているところがございます。

今後も、一人ひとりの学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

【回答：教育委員会事務局 教育相談センター】

スクールカウンセラーにつきましては、全市立中学校に各校1名配置し、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のための活動に取り組んでおります。令和4年度より全市立高等学校には各校1名のスクールカウンセラーの配置が完了し、全市立小学校には学校巡回カウンセラーの月2回の計画派遣を行っているところです。今後につきましても、相談活動の更なる充実に努めてまいります。

22. 政府の「第5次男女共同参画基本計画」の基本理念に基づき、男女平等参画・ジェンダー平等に関する施策の実効性を把握し、その結果に関する点検を行うこと。点検結果については市民に周知し、必要な施策の改善に取り組むこと。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

川崎市では平成13(2001)年に、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権侵害を受けることなく、自立して、ともに働き、学び、生活することができる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」を創造していくため、「男女平等かわさき条例」を制定しました。

また、この条例に基づき令和4年3月に策定しました「第5期川崎市男女平等推進行動計画」では、SDGsにおける目標のうちの「目標5 ジェンダー平等」と方向性を共有した計画として位置付け、総合的かつ計画的な男女平等施策の推進に取り組んでいます。

なお、各施策の進捗状況につきましては、年次報告書としてまとめ、市のホームページで公表しております。

23. 市民生活の尊厳と平穏を守る観点から、ヘイトスピーチ規制の実効ある施策及び条例化の取り組みを進めること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しております。今後とも、同条例に基づき、着実に取組を進めてまいります。

【行財政政策】

24. 成年年齢の引下げによる18歳・19歳の未成年者取消権喪失に伴い、悪徳業者からの被害拡大が懸念されている。市として成年年齢引下げに伴う被害が拡大することのないよう十分な注意喚起を行うとともに、国・県と連携し実効性のある施策を速やかに実現すること。

【回答：経済労働局 消費者行政センター】

本市においては、成年年齢引下げに伴い、想定される消費者トラブル等についての啓発動画を作成し、デジタルサイネージやSNS広告、劇場CM等により、18歳・19歳を含めた若者への啓発を予定しているところです。また、これから成年となる中高生等に対する消費者教育として、国、県、教育機関等と連携を図りながら、教育現場で活用できる教材の充実に努めるなど、若者の消費者被害の防止に向けたさらなる取組を推進してまいります。

25. デジタル・ディバイド対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入に向けて具体的な検討を進めること。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を行うこと。

【回答：選挙管理委員会事務局 選挙課】

電子投票制度の導入に向けましては、現在、国が在外選挙のインターネット投票の実現に向けた検討を行っておりますので、まずはその動向を注視し、必要な情報収集を行ってまいります。

郵便等投票制度につきましては、手続きの簡素化は公正な選挙を実現する上で難しい課題と考えておりますが、制度の普及に向けて引き続き制度及び手続き方法の周知を行ってまいります。また、対象者の拡大につきましては、指定都市選挙管理委員会連合会を通じ、介護保険における郵便等投票の適用対象者を要介護5から要介護3までの方に拡大することにつきまして、令和4年10月に国に対し制度改正の要望を行ったところでございます。今後も引き続き取組を進めてまいります。

26. デジタル技術の活用による行政サービスの見直しにより、市民生活の利便性向上やデジタル・セーフティネットの構築につなげ、新たなデジタル行政基盤を指向すること。その上で、特にマイナンバーの運用にあたっては公正・公平な社会基盤として必須であることについて、国と連携し市民への周知を進めるとともに、個人情報の厳格な保護、なりすまし防止、また個人情報保護委員会の機能強化など、市民の不安を払拭するための個人情報保護策を引き続き講じること。

【回答：総務企画局 デジタル化推進室 情報化施策推進室 行政情報課】

本市では、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プランに基づき、デジタル技術とデータを活用して、「誰でも、どこでも、便利に」行政サービスを利用することができるデジタル市役所の実現に向けて取り組んでおります。各種行政手続については、新しい日常を踏まえ、来庁することなく、いつでも、どこからでもオンラインで手続ができるよう、簡易版電子申請サービス LoGo フォームや現在開発中の次期電子申請システム等を活用しながら、対面による審査等が必要なものを除き、今年度末までの行政手続の原則オンライン化に向けて取り組み、市民の利便性の向上を図るとともに、バックオフィスにおいてデジタル処理できる環境を整備してまいります。

その上で、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）につきましては、平成29年11月から情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の本格運用が開始されたことに伴い、社会保障・税等の手続きにおいて、課税証明書等の添付書類の提出が不要になるなど、市民の利便性の向上が図られております。また、マイナンバーカードを活用した各種証明書が平成28年1月から全国のコンビニで発行できるほか、令和3年10月からは健康保険証としての利用が本格開始されるなど、今後もマイナンバーカードを活用した新たなサービスが生まれることで、更にマイナンバーカードを取得するメリットが見込まれます。これらの内容について、引き続き市政だよりやホームページ等で広く周知していくとともに、さらなる利便性向上に努めてまいります。

また、個人情報の保護制度については、これまで培ってきた本市の保護措置が後退することのないよう、取り組みを進めていくとともに、様々な機会を捉えて個人情報保護委員会に対し意見を述べてまいりたいと存じます。

27. 消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促進するための施策をさらに推進すること。また、カスタマーハラスメントに関わる実態調査等を行い、対策に関する研究等をすすめること。

【回答：経済労働局 労働雇用部 消費者行政センター】

カスタマーハラスメントについては、顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、労働者の就業環境が害されるものと定義されており、社会的にも大きな問題となっています。本市においては、常設の労働相談窓口において各種ハラスメントに関する相談を受け付けるとともに、かわさき労働情報においてカスタマーハラスメントに関する相談事例を紹介するなど情報発信をしているところです。今後につきましても、厚生労働省が実施した「令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、情報発信等に努めてまいります。

また、消費生活の多様化により、相談内容は複雑化しており、それに伴い不条理な苦情も多く寄せられていることから、消費者行政センターでは、本市や国民生活センターが開催する研修等に積極的に参加し、苦情への対応・対策について、幅広く情報収集に努めてまいります。

28. 公契約は地域で働く者の適正な労働条件の確保や、その大部分を受注する中小企業と地域で暮らす住民、そして自治体などのステークホルダーに好循環を生み出す仕組みである。県は、すでに公契約条例を制定している自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積等を進め、条例制定の必要性を検証し、公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。また、公契約条例制定の自治体はその効果を検証すること。

【回答：財政局 契約課】

本市におきましては、平成23年4月から公契約制度を実施し、作業報酬下限額以上の支払を確認するため、作業報酬台帳の提出を求め、その内容を確認してきたところです。

また、公契約制度の実施状況を確認するために実施したアンケート結果からも、公契約制度の実施により公共事業の品質の確保及び契約に携わる労働者の労働環境整備に寄与できたと考えております。

今後につきましても、他都市の公契約制度の運用方法についての調査・研究を踏まえ、作業報酬審議会の意見を聴きながら、公共事業の品質の確保や労働者の労働環境整備に努めてまいります。

以 上